

業務管理体制確認検査

令和 7 年 6 月
福島県社会福祉課

1 業務管理体制の整備と届出について

- 介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備が義務付けられている。このことにより、不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。（介護保険法第 115 条の 3 第 1 項）
- 事業者は、業務管理体制に関する事項を、事業展開地域に応じた行政機関に届け出なければならない。なお、届出は、指定事業所単位ではなく、開設者である事業者（法人）ごとに行う。（介護保険法第 115 条の 3 第 2 項）
- また、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出を行った行政機関に届け出なければならない。（介護保険法第 115 条の 3 第 3 項）

2 業務管理体制確認検査について

（1）一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的（概ね 6 年に 1 回）に実施。事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて、検証を行う。

（2）特別検査

指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施。当該事案への組織的関与の有無について検証を行う。

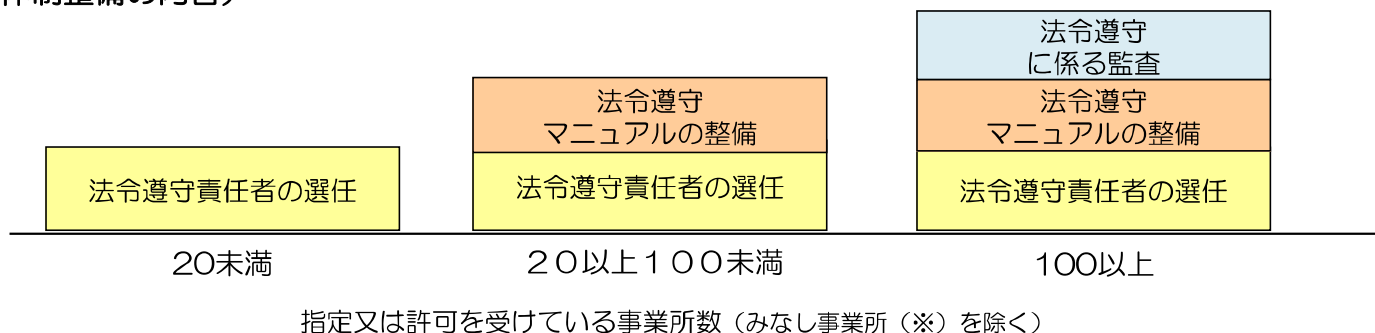
3 令和 7 年度の一般検査について

「福島県介護サービス事業者業務管理体制確認検査要領」に基づき書面方式により実施予定。

介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

（業務管理体制整備の内容）



【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

【厚生労働省所管事業者数】（令和6年3月末時点）

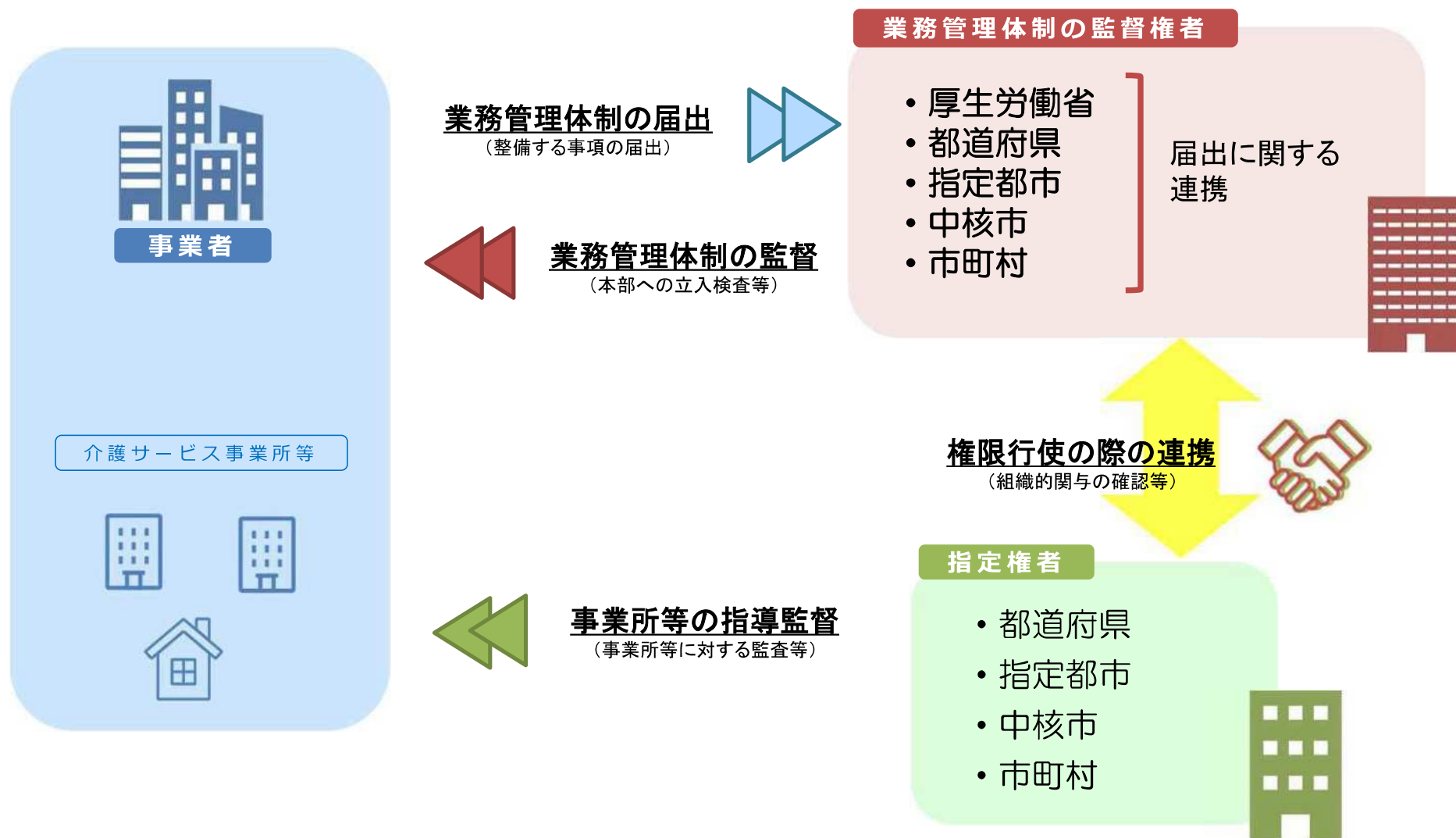
合計	小規模事業所等	中規模事業所等	大規模事業所等
192	46	93	53

（※）みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

業務管理体制の監督体制等について

業務管理体制の監督部局は、事業所等の指定等権限を有する都道府県、市町村の指導監督部局とも十分連携しながら適切に権限を行使する。



業務管理体制整備等の監督方法

